



全社協・地域福祉部 News File No.48

令和2年11月10日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- あなたの「やりたい！」をカタチに…新型コロナウイルス地域支援寄付金の取り組み（東京都・立川市社会福祉協議会）

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議」（締切：令和2年11月24日）
- 全社協「第3回これから地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」（令和2年10月29日）
- 全社協「『苦情受付・解決状況』2019年度都道府県運営適正化委員会実績報告概要」（令和2年10月16日）
- 全社協「権利擁護・虐待防止2020」（令和2年10月19日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第191回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年11月5日）
- 厚生労働省「認定就労訓練事業所の認定状況（令和2年3月31日時点）」
- 厚生労働省「改正高齢者雇用安定法関係省令の公布」（令和2年10月30日）

情報提供・ご案内

- 中央共同募金会「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第3回web報告会」（締切：令和2年11月10日）
- 中央共同募金会「第2回居場所を失った人への緊急活動応援助成の公募」（締切：令和2年11月20日）

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

《配信元》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL : 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さんへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さんに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 /
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web 2020
Home Care & Rehabilitation Equipment

K-ねっと

※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

（↑画像をクリックするとサイトにジャンプします）

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

あなたの「やりたい！」をカタチに…新型コロナウイルス地域支援寄付金の取り組み

(東京都・立川市社会福祉協議会)

立川市では、ボランティア・市民活動や、サロン、自治会活動などを通じ、人と人とのふれあいの中で交流が育まれ、時に地域課題（孤立や制度の狭間の問題）の発見・解決が緩やかに行われてきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し始めた今年3月以降は、活動自体の縮小・あるいは休止を余儀なくされるグループが増加し、上述のような機能が徐々に低下していくことが懸念されました。

一方で、コロナ禍においても学生やボランティアグループが自分たちで作製したマスクを福祉施設へ届けたり、民間の飲食業から「ひとり親家庭へ昼食のお弁当を無料配布したい」という活動の相談を受けるなどする中で、**立川市社会福祉協議会**としても「活動の応援に資するような取り組みができるか」と検討し「新型コロナウイルス地域支援寄付金」を創設しました。

5月1日より寄付を募り、個人や企業・団体より延べ300万円を超えるご寄付をいただきました。いただいた寄付金を原資にグループや団体への助成をスタートし、これまでに約30団体へ助成することができました。なお、周知については本会ホームページをはじめ、市内各自治会掲示板へのポスター掲示、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動センターたちかわ登録団体、サロングループ等に呼びかけを行いました。

活動の内容はコロナ禍で収入が減少したひとり親家庭への支援や休校中の居場所がない子どもたちへの活動の場の提供、児童や乳幼児への食の提供と相談受付等、団体・グループごとに特色を活かした活動が展開されています。

助成金を活用した団体からは、「食料品を渡す際、コロナ禍であっても笑顔の子どもたちを見て逆にこちらが元気をもらった」「活動を通じて新しい出会いもあり、自分たちの活動を見つめ直すきっかけにつながった」という声をいただいています。



活動を始めた当初は、みんなが大変で、不安な状況の中で、「誰かのために」という思いから活動が始まるのか心配でした。しかし、実際には助け合いや分かち合いの精神で「何か力になりたい」「私でもできることがあればやりたい」といった、非常に前向きであたたかい声を聞き、こういった風土がここ立川にもあることに勇気づけられました。なかなか終息の気配が見えませんが、知恵を出し合い、助け合いながらこの難局を乗り越えていきたいと思います。

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議」(締切:令和2年11月24日)

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。各市町村における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、社協が主導的な役割を発揮することが期待されています。地域福祉推進委員会においては、こうした政策動向等を踏まえ、令和2年7月に「市区町村社協経営指針」を改定し、地域での関係団体や組織の「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての社協の位置づけを改めて強調しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社協の事業・活動や地域住民による地域福祉活動について、実施方法の変更など大きな変容を迫られています。これまで経験したことのない社会の変化に社協職員、地域住民が直面するなかで、新たな課題もみえはじめています。

そこで、本会議では、地域共生社会の実現に向けた最新の政策動向を示すとともに、コロナ禍で直面する課題や新たな取り組みを参加者のみなさまと共有し、これから社協活動について共に考えます。

令和2年度社会福祉協議会活動全国会議

【テーマ】コロナ禍で社会福祉協議会に求められる活動とは

【開催方法】(1) オンデマンド動画配信形式、(2) ライブ形式

【参加対象】社会福祉協議会役職員及び地域福祉関係者

【定員】(1) オンデマンド動画配信形式: 制限なし、(2) ライブ形式: 各テーマ 200名

【参加費】無料

【申込締切】令和2年11月24日(火) ※定員になり次第、締切

【主な内容】

(1) オンデマンド動画配信形式

① 行政説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向と社協の事業・活動の課題」(仮題)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

② 基調説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向とコロナ禍をふまえた社協の事業・組織基盤の強化について」

全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋 良太

(2) ライブ形式「社協ラジオ コロナ禍に負けない!みんなでつくる社協活動」

① コロナ禍での職場づくりについて(11月30日(月) 13時30分~14時45分)

聞き手: 加留部 貴行 氏(九州大学客員准教授)

話し手: 大竹 宏和 氏(東京都・豊島区民社会福協議会 地域相談支援課長)

[申込 URL] <https://forms.gle/kePPP7juW6QiM1r78> (11月13日(金)より申込開始)

② コロナ禍での社協の相談援助活動について(12月7日(月) 13時30分~14時45分)

聞き手: 新保 美香 氏(明治学院大学 教授)

話し手: 森脇 俊二 氏(富山県・氷見市社会福祉協議会 事務局次長)

[申込 URL] <https://forms.gle/EiQuHgUSGXcx6h4Z6> (11月13日(金)より申込開始)

③ コロナ禍での社協の介護サービスについて

聞き手: 小林 功 氏(長野県・富士見町社会福祉協議会 事務局次長)

話し手: 渡邊 亮 氏(愛知県・名古屋市社会福祉協議会 在宅福祉部次長)

[申込 URL] <https://forms.gle/ddfYDSJxXudmnC8V6> (11月13日(金)より申込開始)

④ コロナ禍での地域活動について

聞き手: 野村 裕美 氏(同志社大学准教授)

話し手: 勝部 麗子 氏(大阪府・豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

[申込 URL] <https://forms.gle/7S4xQkLNQRdt6MhdA> (11月13日(金)より申込開始)

全社協「第3回これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」(令和2年10月29日)

令和2年10月29日、「第3回これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会」が開催され、(1)研修プログラムと研修展開方策、(2)モデル研修の進め方等について協議が行われました。

この企画委員会は、地域づくりに向けた事業・活動の推進において、社協を含めた地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働が重要になるとともに、地域づくりに向けたソーシャルワークの機能を発揮する実践者の量と質の確保・向上が必要となる中で、「地域における公益的な取組」の更なる推進に向けた全社協・地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会の協働事業の一環として、ソーシャルワーク現任者を対象にした実践力の強化・育成のための研修企画等について検討するために、令和2年3月に設置されました。



第3回目となる今回の企画委員会では、研修プログラムと研修展開方策に関して、①研修対象者と研修到達点、②研修プログラム、③研修展開方策等を論点に検討を進めました。

研修の対象者と研修到達点（現時点でのイメージ）

研修対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりのためにソーシャルワークを学ぶ現任者 ● 多職種連携や多機関協働を担うソーシャルワーク現任者
研修到達点	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりのためのソーシャルワークの視点を身に着けることができるようになること ● ソーシャルワークの共通言語で地域生活課題について語ることができるようになること ● 包括的なアセスメントができるようになること ● 支援プランを作成ができるようになること <p>※ 特に、社会福祉法人・福祉施設、社協等に所属する職員が、連携・協働し、地域づくりと地域生活課題の解決をともに目指せるようにする。</p>

今後、企画委員会では具体的な研修プログラムや実施方法等について検討を行い、令和3年3月に、山口県社協及び山口県経営協の協力のもと、山口県でモデル研修を実施する予定です。

これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会

(敬称略)

	氏名	所属・役職
委員長	上野谷 加代子	同志社大学・名誉教授
委員	大河原 修	山口県社会福祉協議会・地域福祉部長
委員	菊地 月香	全国経営協／社会福祉法人同愛会（栃木県）・常務理事
委員	空閑 浩人	同志社大学・教授
委員	堤 洋三	全国経営協／社会福祉法人六心会（滋賀県）・理事長
委員	原田 正樹	日本福祉大学・副学長

全社協「『苦情受付・解決状況』2019年度都道府県運営適正化委員会実績報告概要」 (令和2年10月16日)

令和2年10月16日、全社協は、「『苦情受付・解決状況』2019年度都道府県運営適正化委員会実績報告」をとりまとめました。

本調査は、都道府県運営適正化委員会の苦情などの受付・解決状況にかかる実態を把握し、運営適正化委員会の取組状況を明らかにすることで、真に利用者本位のサービス提供およびサービスの質の向上への取組に資するために実施したものです。

2019年度の都道府県運営適正化委員会に寄せられた苦情の受付件数ならびに相談件数は「苦情」が4,642件、「相談」が3,352件の合計7,994件でした。

これにより、2000年度制度開始以降(20年間)の「苦情」件数は58,590件、「相談」件数は69,921件で、合計すると128,511件でした。

苦情の受付状況を見ると、2018年度と比較すると、総数(4,642件)は前年(4,301件)比で「341件(7.93%)」増加しました。

苦情(4,642件)のサービス分野別の内訳は、「高齢者」988件(21.3%)、「障害者」2,603件(56.1%)、「児童」581件(12.5%)、「その他」470件(10.1%)でした。そのうち、「社会福祉協議会」は217件(4.7%)でした。

サービス分野別の苦情をみると、「障害者分野」の割合が増加を続けており、2019年度は前年度に引き続き全体の半数以上(56.1%)を占める状況となっています。

苦情の受付方法(4,642件)は、「電話」が3,984件(85.8%)と最も多く、「電子メール」315件(6.8%)、「来所」225件(4.8%)、「郵便」94件(2.0%)、「FAX」22件(0.5%)と続いている。

苦情申出人の属性については、「利用者」2,453件(52.8%)、「家族」1,690件(36.4%)で全体の9割近くを占めています。その他、「職員」241件(5.2%)、「隣人・友人」が51件(1.1%)、「代理人」34件(0.7%)、「その他」が173件(3.7%)となっています。

苦情の種類は、「職員の接遇」1,918件(41.3%)が最も多く、「サービスの質や量」834件(18.0%)、「説明・情報提供」502件(10.8%)、「被害・損害」283件(6.1%)、「権利侵害」269件(5.8%)、「利用料」134件(2.9%)でした。

また、本実績報告では、全分野に共通する傾向として、全分野において「その他」に分類される項目が多くなっており、福祉事務所などの行政、医療機関、民間の生活支援サービスに関わる内容などが含まれており、運営適正化委員会の苦情受付の必須対象としている社会福祉事業の範囲を超えて対応していると分析しています。

全社協『苦情受付・解決状況』2019年度都道府県運営適正化委員会実績報告概要
https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20201104_unteki.html

全社協「権利擁護・虐待防止 2020」(令和2年10月19日)

令和2年10月19日、全社協は、権利擁護・虐待防止に関する総合的な推進事業として、この一年間の関係省庁などの最新資料等をとりまとめた「権利擁護・虐待防止 2020」を発行しました。

※ 本年は、新型コロナウイルスの影響により「権利擁護・虐待防止セミナー」が中止となつたため、有償による頒布は行いません。データをダウンロードしてご覧ください。

権利擁護・虐待防止 2020（権利擁護・虐待防止 最新関係資料）

I 高齢福祉分野

- ① 平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）
- ② 平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

II 障害福祉分野

- ① 平成30年度における使用者による障害者虐待の状況
- ② 平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

III 児童福祉分野

- ① 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）の概要
- ② 児童虐待防止対策の抜本的強化について
- ③ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要
- ④ 子どもの見守り強化アクションプラン
- ⑤ 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
- ⑥ 民法等の一部を改正する法律の概要

IV ドメスティックバイオレンス（DV）関係

- ① 配偶者からの暴力に関するデータ
- ② 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめ
- ③ 新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者への支援に係る留意事項について（事務連絡）

V 生活困窮者自立支援関係

- ① 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査集計結果（平成30年度）
- ② ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があつた際の自立相談支援機関における対応について
- ③ ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への積極的な支援について
- ④ 被災した生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について

VI 日常生活自立支援事業関係

日常生活自立支援事業実施状況（令和元年度累計）

VII 成年後見関係

成年後見関係事件の概況

VIII 地域生活定着支援

地域生活定着支援センターの支援概況



全社協 権利擁護・虐待防止 2020

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/20201104_gyakutaiboushi.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「第 191 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 2 年 11 月 5 日)

令和 2 年 11 月 5 日、「第 191 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、分野横断的テーマの①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止の推進に関する論点と検討の方向性（案）が示されました。

社協が実施する介護サービス関連では、専門的な認知症ケアを普及する観点から創設された「認知症専門ケア加算」について、訪問系サービスにおいても加算の対象とする方向性が示されています。

令和 3 年度介護報酬改定に向けた分野横断的テーマの検討の方向性 (令和 2 年 11 月 5 日)

※ 全社協地域福祉部整理

I 地域包括ケアシステムの推進

1. 認知症への対応力強化

【論点①認知症専門ケア加算】

- 認知症専門ケア加算は、平成 21 年度介護報酬改定において、専門的な認知症ケアを普及する観点から、施設系サービス、グループホームにおいて、認知症介護について一定の経験を有し、自治体が実施する認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置している事業所を評価するものとして創設。
- 平成 30 年度介護報酬改定において、どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、短期入所系サービスにも対象を拡大している。
この点に関して、令和 2 年度に改定検証調査を行ったところ、
 - ・ 算定するメリットとして「認知症の利用者に対して、より専門的な介護が提供できるようになつた」が多く挙げられた。
 - ・ 一方で、算定する際の課題として「認知症ケアに関する専門研修を修了した者の確保が困難である」が多く挙げられた。
- 訪問系サービスにも拡大するよう要望があることや、令和元年 6 月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」において「在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組を推進する。」とされていることを踏まえ、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、認知症専門ケア加算について、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 専門的な認知症ケアを普及する観点から創設された認知症専門ケア加算について、
 - ・ 在宅の中重度の要介護者も含めた認知症対応力を向上させていく観点から、訪問系サービスにおいても、現行の認知症専門ケア加算の要件等を踏まえて、加算の対象とすることを検討してはどうか。
 - ・ これまでに加算を算定していない理由として、認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護指導者養成研修の修了者の確保が困難との回答が多いことも踏まえつつ、質を確保しながら、e-ラーニングの活用等により、受講しやすい環境整備を行うこととしてはどうか。
 - ・ さらに、診療報酬の認知症ケア加算の要件も踏まえ、算定要件である「認知症介護指導者養成研修の修了者の配置」を満たす資格要件に、認知症ケアに関する専門性の高い看護師（認知症看護認定看護師、老人看護専門看護師及び精神看護専門看護師）を加えることとしてはどうか。

【論点②行動・心理症状への対応力の向上】

- 認知症の人の行動・心理症状（以下、BPSD という。）の発症を予防したり、重症化の緩和を図る観点や、介護現場の負担を軽減する観点から、どのような対応が考えられるか。
- 行動・心理症状への緊急対応を含め、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズへの対応を強化していく観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 老健事業において、行動・心理症状（以下、BPSD という。）を客観的指標に基づき継続的に測定しながら、背景要因を踏まえて PDCA サイクルに基づくチーム介護を実施する取組が行われているが、このような取組も踏まえ、BPSD への対応力の向上をどのように図っていくか、引き続き検討してはどうか。
- 居宅サービスも含め、全ての介護事業者にとって BPSD への対応力向上が求められることから、BPSD 対応に係る各事業所の取組状況（研修の受講状況等）について、利用者が情報公表システム上で確認できる仕組みを検討してはどうか。
- 在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境をより一層推進する観点から、短期利用の報酬

区分がある（看護）小規模多機能型居宅介護について、施設系等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算の対象とすることを検討してはどうか。

【論点③認知症介護基礎研修】

- 認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくことが求められるが、どのような取組が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 認知症施策推進大綱も踏まえ、認知症介護基礎研修を全てeラーニング化した上で、介護に直接携わる職員のうち、「無資格者」に対しては、認知症基礎研修の受講を義務付けることを検討してはどうか。その際、一定の経過措置を設けてはどうか。

2. 看取りへの対応

【論点④看取りへの対応の充実】

- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に基づく取組を促進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- 各サービスにおける看取りへの対応を充実する観点から、看取り、ターミナルケアに係る加算等の在り方について、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に基づく取組を促進する観点から、看取り、ターミナルケアに関する加算要件又は基本報酬等において、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示してはどうか。
- 各サービスにおける看取りへの対応を充実する観点から、看取り、ターミナルケアに係る加算等の在り方について検討してはどうか。

3. 地域の特性に応じたサービスの確保

【論点⑤地方分権提案（訪問看護ステーションの人員基準）】

- 看護職員の配置が常勤換算で2.5人以上とされている訪問看護ステーションについて、令和2年度地方分権改革提案において、この人員基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直すことが提案されたが、どう考えるか。

【検討の方向（案）】

- 訪問看護の人員基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直すことについて、従うべき基準とされた当時の議論や第184回介護給付費分科会（令和2年9月4日）におけるご意見を踏まえて、どう考えるか。
- また、本要望は、サービス利用者の確保が難しい中山間地域での事例を踏まえたものであるが、介護保険においては、指定サービス等の確保が著しく困難な中山間地域等の地域で、市町村が必要と認める場合には、特例居宅介護サービス費が給付されるところ。
- この対象地域については、自治体の申請を踏まえて特別地域加算の対象地域とあわせて指定されているが、中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、特例居宅介護サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域について、それぞれ申請を可能とし、指定を分けて行うこと等を検討してはどうか。

【論点⑥地方分権提案（特別養護老人ホームの報酬の設定）】

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、特別養護老人ホームの基本報酬について、定員規模別（30人、31～50人、51～80人）の報酬を設定することが提案されたが、どう考えるか。

【検討の方向（案）】

- 特別養護老人ホームの基本報酬について、定員規模別の報酬を設定することが提案されており、令和2年度介護事業経営実態調査によると、定員80名以下の規模における収支差率は低い傾向にあるが、一方で、
 - ・ 仮に定員規模別の報酬設定とした場合、施設の規模によって利用者の自己負担額が変わること
 - ・ 安定的経営を図る観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において「介護の経営の大規模化・協働化」が目標に掲げられているが、当該提案は政策目標と逆のインセンティブとなること
- から、どのように考えるか。

II 自立支援・重度化防止の推進

1. 介護の質の評価と科学的介護の推進

【論点①介護の質の評価と科学的介護の推進（VISIT・CHASE）】

- 介護保険サービスにおける質の評価のあり方については、これまで社会保障審議会介護給付費分科会において検討が重ねられてきており、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告においては、「2020年度の本格運用開始を目指すこととされているデータベースの構築により、介護の取組とそのアウトカムの関連の分析等を加速し、さらなるエビデンスを集積して、科学的な効果が裏付けられた介護サービスについて、介護報酬上の評価を検討するべき」とされたところ。
- 科学的裏付けに基づく介護を進める観点から、介護関連データベースの整備を進めてきており、平成29年度からはリハビリテーションに関する情報（VISIT情報）を、令和2年度からは高齢者の状態やケアの内容等の情報（CHASE情報）の収集・分析を進めている。令和3年度以降は、VISIT・CHASEを一体的に運用する予定であり、介護記録ソフトとのデータ連携等によりデータ入力に係る現場の負担軽減も図りながら、取組を推進していくこととしている。
- 今後、VISIT・CHASE等により介護の質の評価と科学的介護を推進し、介護サービスの質の向上を図っていくため、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 介護関連データの収集・活用とPDCAサイクルの推進を通じた科学的介護を推進していく観点から、CHASEについて、現行のVISITにおけるデータ提出とフィードバックによりPDCAサイクルを推進しケアの質の向上につなげる仕組みを参考に、データ提出と活用を評価することを検討してはどうか。
- 具体的には、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）に関して、既存の加算等（例えは、個別機能訓練加算、口腔衛生管理加算、栄養マネジメント加算など）にも含まれる、個々の利用者への計画書の作成やそれに基づくケアの実施・評価・改善などを通じたPDCAサイクルの取組を基礎として、その上乗せの取組として、CHASEへのデータ提出とフィードバックによるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を行うことを評価することを検討してはどうか。
- また、PDCAサイクルを推進しケアの質の向上につなげる取組を一層進めるため、利用者単位のみならず事業所単位の取組を評価することを検討してはどうか。具体的には、職員の負担やCHASEにおける基本的な項目も勘案しつつ、事業所の全ての利用者について、CHASEの収集項目の各領域ごとの基本的なデータを提出し、フィードバックを受けることで、事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや介入計画に反映させるといった、PDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価することを検討してはどうか。
- 評価の対象とするサービスについては、CHASEの調査研究事業やVISITの取組を踏まえて、施設サービスと通所サービスを中心に検討してはどうか。
- VISIT・CHASEを一体的に運用する観点から、VISIT情報（リハビリテーション情報）についても対象サービスを拡大しながら、上記の枠組みに位置付けて収集・活用することを検討してはどうか。また、VISIT・CHASEについて、科学的介護の理解と浸透を図る観点からも、統一した名称としてはどうか。
- このほか、現行の加算において、厚生労働省にアウトカム評価に係るデータ等の提供を求めてるものについて、現状、ADL維持等加算等において、報酬請求明細書の摘要欄に記載させるなどの方法がとられており、データの分析・活用が困難な状況があることから、これらについて、利便性やデータ活用の観点から、CHASEの活用を検討してはどうか。

2. リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養

【論点②リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的な運用】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組は、一体となって運用されることでより効果的な自立支援・重度化予防につながることが期待されるが、どのような方策が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、リハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士の関与についてばらつきがある各種の計画書や会議の要件について、各専門職を必要に応じて追加することを検討してはどうか。
- また、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の計画書について、一体的に記入できる様式を検討してはどうか。

【論点③ADL維持等加算】

- 自立支援・重度化防止に軸足を置いた介護を進めることは重要であり、平成30年度介護報酬改定において、利用者の状態改善等のアウトカムに注目し、日常生活動作（ADL）の維持・改善につながった利用者が多い通所介護事業所を評価する加算（ADL維持等加算）を導入した。

- ADL 維持等加算について、現状の取得状況や課題も踏まえながら、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層進めていく観点から、どのような方策が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 現行の ADL 維持等加算は、自立した日常生活を営むための自立支援・重度化防止に資する機能訓練等の取組を行い、その効果として ADL の維持等につながった利用者が多い通所介護事業所を評価するものであるが、対象サービスについて、通所介護事業所に限らず、同様の取組を行い、ADL の維持等を目的とするようなサービスにも拡大することを検討してはどうか。
- 現行の ADL 維持等加算は、算定要件が複雑であるとともに、評価開始時点の ADL によって、ADL の変化の傾向が異なる。こうした点を踏まえ、クリームスキミングを防止する観点も含め、評価開始時点の ADL を考慮できる仕組みや、算定要件を簡略化する等の見直しを検討してはどうか。
- 居宅系のサービスで通所・訪問リハビリテーションを併用している場合、併用していない場合と比べて、ADL の維持・改善の傾向が見られており、居宅系サービスにおける機能訓練に加えて、併用するリハビリテーションサービスの効果も含まれていることについてどのように考えるか。
- 現行の ADL 維持等加算では、ADL を提出している（加算取得を目指す）事業所については、ADL 利得の要件を満たしている（実際に加算を取得できる）事業所が大半であることを踏まえ、より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者の ADL を良好に維持・改善する事業所を高く評価していくことを検討してはどうか。

【論点④リハビリテーションにおける心身機能・活動・参加の評価】

- 生活期リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や地域・社会での役割を果たすことが重要とされている。自立支援・重度化防止に資する、より効果的なリハビリテーションの提供体制を構築する観点から、リハビリテーションにおける活動・参加の測定方法、および心身機能である ADL の評価についてどのような方策が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 介護老人保健施設及び通所リハビリテーションの利用者の Barthel Index は大方で改善している。また、通所リハビリテーションの利用者の ADL や IADL の改善には、事業所の特性や各種加算の算定割合に関連性が認められる。
- 平成 30 年度介護報酬改定で、介護老人保健施設の基本報酬において在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価が創設された介護老人保健施設について、超強化型は平成 30 年 5 月時点の 7.4%から令和元年 11 月時点で 20.6%に増加し、基本型は、平成 30 年 5 月時点の 54.4%から令和元年 11 月時点で 32%に減少している。また在宅復帰・在宅療養支援等指標の数値は、改定前後で上昇している。
- 介護予防通所リハビリテーションの月単位報酬体系における過去の議論においては、明確な目標設定を行い、一定期間後には初期の目標が達成されたかどうかを評価する「目標志向型」のサービス提供が必要であると報告された。また、指定通所リハビリテーションは利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならないとされているところ。
- 生活期リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけることとされているが、自立支援・重度化防止の観点から、介護老人保健施設や通所リハビリテーションにおいて、入所者（利用者）の活動・参加の測定方法の在り方、および心身機能である ADL の維持改善に基づく評価について検討してはどうか。
- 通所リハビリテーション事業所の自立支援の機能を高める観点から利用者の ADL 及び IADL 等と事業所の特性を組み合わせた評価として、どのような方策が考えられるか。

【論点⑤適時適切なリハビリテーション専門職の活用（生活機能向上連携加算）】

- 地域におけるリハビリテーション専門職の活用について、その専門性を効果的に活用する観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 機能訓練の提供にあたり、他事業所等のリハビリ専門職等と連携するにあたって ICT を「活用している」「今後活用する予定である」と回答した事業所が 26.6%を占めている。
- 通所介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設等における生活機能向上連携加算について、外部のリハビリテーション専門職との連携を促進するため、訪問介護等における算定要件と同様、ICT の活用等により PT 等が事業所・施設を訪問せずに利用者の状況を適切に把握した場合についても評価すること検討してはどうか。
- さらに、算定要件上連携先となり得る事業所等の情報を加算対象サービス事業所に提供するなど、連携先を見つけやすくするための方策として、都道府県及び保険者が事業所間の調整を支援することを検討してはどうか。

【論点⑨通所サービス利用者の口腔機能の向上】

- 通所サービス事業所における口腔機能向上の取組は「口腔機能向上の対応が必要な利用者が分からぬ」等の理由で低調な状況がある。
- 居宅要介護高齢者について、個々の口腔・栄養状態を効率的に把握し、口腔機能低下や低栄養状態のリスクがある者を適切な口腔・栄養改善の取組につなげていく観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 通所サービスの利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことによって、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員も実施可能な口腔機能のスクリーニングの取組を進めることとし、これを評価することを検討してはどうか。
- また、当該スクリーニングの目的及び方法等に鑑み、栄養スクリーニング加算の取組と併せて提供することを検討してはどうか。

【論点⑩通所サービスにおける栄養ケア・マネジメント】

- 通所事業所においては、一定数、低栄養の者や摂食・嚥下機能に問題がある者がいる中で、
 - ・ 低栄養（BMI）を把握していない事業所が半数以上あり、主な理由として栄養状態の確認を行う体制がないとの回答が多い
 - ・ 栄養改善サービスは、該当する利用者がいないとの回答が多く、算定件数が低調
 - ・ 効果的に栄養改善サービスを提供するためには、居宅での食生活の把握や支援が重要であるが、取組は進んでいない
 といった状況がある。
- 通所事業所においても、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 通所事業所において、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、管理栄養士や介護職員等の連携による利用者への栄養ケア・マネジメントの取組を進めることとし、これを評価することを検討してはどうか。その際、CHASE を活用した PDCA サイクルの推進についても検討してはどうか。
- また、栄養改善が必要な者に適切な栄養管理を行う観点から、通所事業所の管理栄養士が居宅を訪問しての栄養改善サービスの取組を進めることとし、これを評価することを検討してはどうか。

厚生労働省 第 191 回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14592.html

厚生労働省「認定就労訓練事業所の認定状況（令和2年3月31日時点）」

厚生労働省は、令和2年3月31日時点の認定就労訓練事業の認定状況を公表しました。

認定就労訓練事業は、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていく、最終的には一般就労につなげることが目標です。

令和2年3月31日時点における認定就労訓練事業所の認定件数は、1,889件で、利用定員合計は、4,902名でした。法人種別では、社協を含む「社会福祉法人」が1,096件と最も多く、全体の58.0%を占めています。

認定就労訓練事業所の法人種別の割合

n=1,889



※ 全社協地域福祉部作成

認定就労訓練事業の認定手続きについては、平成30年10月1日より添付書類の簡素化が行われています。具体的には、社協を含む「社会福祉法人」の場合、以下の書類の添付が不要となっています。

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿

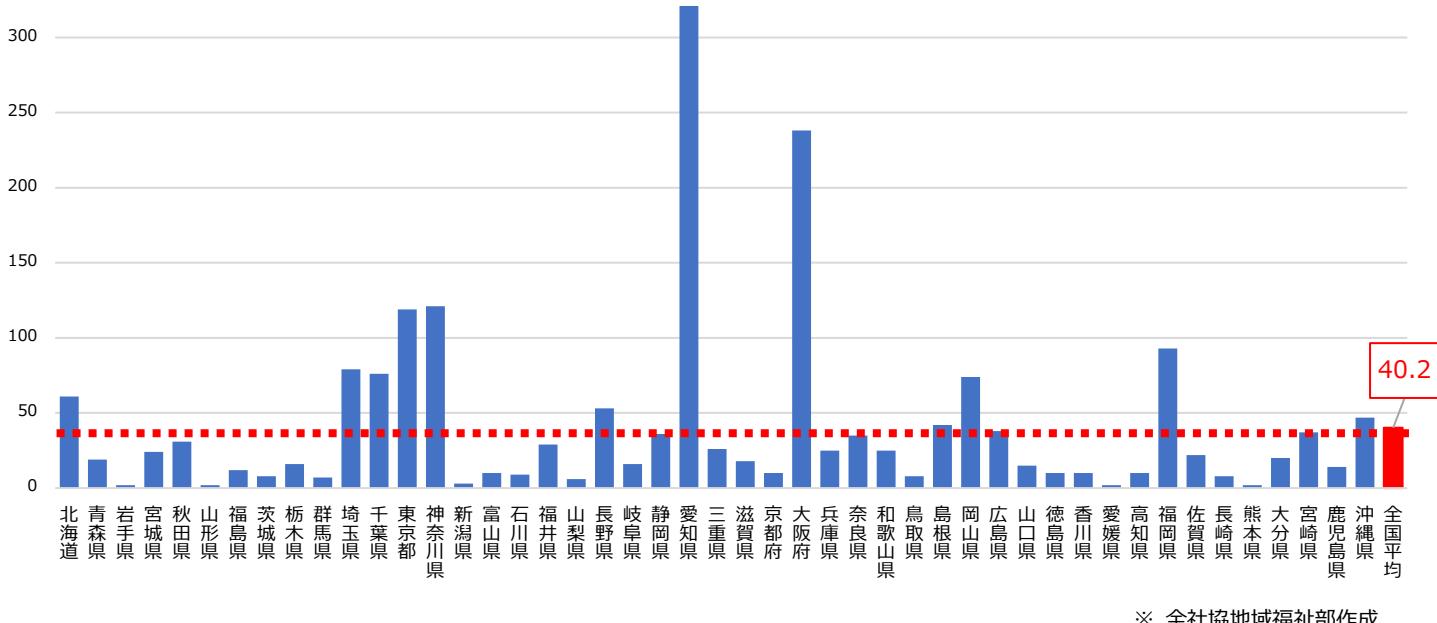
他方で、「第2回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（平成29年6月8日開催）の資料によると、認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由として、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割であり、認定就労訓練事業所の更なる拡大が求められています。

平成30年6月に、全社協・地域福祉推進委員会「社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会」がとりまとめた「社協における生活困窮者自立支援の推進方策」では、認定就労訓練事業は、対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能にする場として重要であり、社協は、社会福祉法人・福祉施設への働きかけを行い、認定就労訓練事業所を増やしていく必要があるとしています。

都道府県別の認定就労訓練事業所の認定状況をみると、都道府県によって大きなバラツキがあり、社協が「連携・協働の場」としての役割を果たし、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、関係機関等への働きかけを行い、認定就労訓練事業所を増やすことが一層期待されます。

都道府県別の認定就労訓練事業所の認定状況

(件数)



※ 全社協地域福祉部作成

【参考】社協が取り組む「認定就労訓練事業」の実践事例（『社会福祉協議会の強みを活かした生活困窮者支援実践事例集』より）

パートナーシップによる「江別市版中間的就労モデル」の展開

(北海道・江別市社会福祉協議会)

- 江別市社協、就労準備支援事業受託事業者、企業の三者協定により、就労実習・体験事業を立ち上げた。
- 北海道内の先駆事例をモデルにしながら、就労支援を必要とする相談者がスマールステップで成功体験を積み重ねられるような中間的就労「しごとラボ江別」を開発した。
- 江別市社協、企業経営者、民生委員・児童委員、警察、スクールソーシャルワーカー、NPO、弁護士、若者サポートステーション、行政等の幅広い関係者に江別市社協が声をかけて「江別市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」を立ち上げ、多機関連携を推進している。
- ネットワーク会議をきっかけとして、「子ども食堂」や「農福連携協議会」の連携などが可能となり、就労支援に限らない幅広い生活支援が可能となった。

社会福祉法人、民間企業等との連携による支援付き就労の展開

(愛知県・名古屋市社会福祉協議会)

- 就労訓練事業の場の拡大に向けた制度の趣旨普及と、認定事業所の個別開拓および利用あっせん調整を行うことを目的に、相談支援員等とは別に「就労支援推進員」を配置し、企業開拓と定着支援を集中して行える環境を整えた。
- 一般就労までの連続的な支援を行うため、就労準備支援事業・認定就労訓練事業を「支援付き就労」の機会を提供する事業として位置づけ、協力してもらった事業所に謝金や協力金を支給している。
- 支援付き就労の事例集を作成し、社会福祉法人や企業等の受け入れ先の開拓の際に、具体的なイメージをもってもらえるようにした。
- 相談者と社会福祉法人、企業等の受け入れ先とのマッチングを行う際に、受け入れの流れや、事業所の紹介、本人のプロフィール等がみられるよう、それぞれのシートを作成し、相談者も受け入れ先も先を見通したうえで、お互いが安心して取り組めるような工夫をした。



※『社会福祉協議会の強みを活かした生活困窮者支援実践事例集』は、価格 1,000 円（税込・送料別）で発売しています。申込方法の詳細は、ホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」（<https://www.zcwvc.net/>）をご覧ください。

厚生労働省 認定就労訓練事業所の認定状況（令和2年3月31日時点）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685555.pdf>

厚生労働省「改正高年齢者雇用安定法関係省令の公布」(令和2年10月30日)

令和2年10月30日、厚生労働省は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正（改正高年齢者雇用安定法）の施行に当たり、関係省令等の整備を行う「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

あわせて、同日、「高年齢者等職業安定対策基本方針」及び「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」が公布されました。

改正高年齢者雇用安定法は令和3年4月から施行され、事業主に対して、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を設けるものです。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主

- 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

- ① 70歳までの定年引き上げ

- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

※ 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

なお、高年齢者就業確保措置を段階的に講ずることは可能とされています。ただし、改正高年齢者雇用安定法で努力義務として求めているのは70歳までの就業機会を確保する制度を講じることであるため、70歳までの制度を導入することに努め続けていただくことが必要とされています。

厚生労働省 高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html



情報提供・ご案内

中央共同募金会「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第3回 web 報告会」(締切：令和2年11月10日)

中央共同募金会では、新型コロナウイルス感染への対応が長期化し、経済的な困難から衣食住が十分に確保できない人や、居場所を失い孤立を深めている人などに対して、「つながり」を取り戻し、日々の生活を支える活動が全国各地で継続的に展開されるよう「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」を実施しております。全国キャンペーンでは、子どもや家族の緊急支援活動、フードバンクの活動、居場所を失った人への緊急支援活動を行っています。

この度、全国キャンペーンの第3回報告会をオンラインで実施します。報告会では、事業の概要や、助成事例の一部をご紹介します。

赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン第3回 web 報告会

【期　　日】令和2年11月12日（木）16:00～16:45

【実施方法】オンライン開催（ZoomによるWebセミナー形式）

【参 加 費】無料

【プログラム】
(1) 開会挨拶

(2) キャンペーン及び助成の概要説明

(3) 団体からの活動報告（3団体）

① 小幡緑地冒険遊び場の会（愛知県名古屋市）

「『つなしょ』でのおすそ分けで、つながりづくり！」

② フードバンクそお（鹿児島県曾於市）

「フードバンクそおの支援活動充実のための食品保存用備品購入事業」

③ 特定非営利活動法人サンカクシャ（東京都豊島区）

「コロナ禍で生活困窮に陥る若者のための職業訓練機能を兼ねた居場所作り事業」

(4) 質疑応答

【申込方法】<https://www.akaihane.or.jp/news/topics/14976/>

※上記サイトの申込フォームが使用できない場合は、メールにて①お名前、②ご所属・役職、
③メールアドレス、④電話番号を記載の上お申込みください。

E-mail: kikin@c.akaihane.or.jp

【申込締切】令和2年11月10日までにお申し込みください。

【問合せ先】中央共同募金会基金事業部（担当：小林）

TEL:03-3581-3846（平日 午前9時30分～午後5時30分）

中央共同募金会 「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」第3回 web 報告会
<https://www.akaihane.or.jp/news/topics/14976/>



中央共同募金会「第2回居場所を失った人への緊急活動応援助成の公募」(締切:令和2年11月20日)

中央共同募金会は、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」による募金&助成プログラムを実施しています。

このたび、本キャンペーンの一環として「居場所を失った人への緊急活動応援」第2回助成公募を開始しました。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、経済状況悪化のため仕事や家を失った人たち、虐待やネグレクトなどで家にいられない子どもや若者たち、ストレスから家庭内暴力(DV)のおそれが高まっている家庭など、様々な理由から居場所を失い、孤立する人々の生活課題がさらに顕在化しています。特に、家賃補助等の公的な支援の期限となる本年末には、多くの人が住まいを失ってしまうことが危惧されています。

そこで、居場所を失った人々に対する支援活動を資金面から支援し、このコロナ禍において「誰一人取り残さない(leave no one behind)」社会をつくることを目的として、本助成を実施します。

第2回居場所を失った人への緊急活動応援助成の概要

【助成金額・規模】

- 1団体あたりの助成上限は300万円
- 公的な補助や他の団体による助成を受けていない活動(事業)を対象とします
- ただし、他の助成を受けていても、経費の明確な区分が行われることを条件に応募できるものとします
- 第1回助成を受けた団体については、第1回助成事業と期間が重複しない場合又は第1回助成事業と異なる内容の事業で申請する場合については申請可とします
- 第2回助成総額は6,000万円を予定
- 寄付の状況によっては、第3回目以降の助成公募を行う可能性があります

【助成対象団体】

- 社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体(法人格の有無は不問)
- 応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること(活動年数は不問)
- 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

【応募締切】

令和2年11月20日(金)必着

【応募方法】

- 下記URLから応募要項および応募書①②をダウンロードし、必要事項を入力してください。そのうえで、応募締切日までに所定のweb応募フォームから必要書類をアップロードして送信ください(※メールや郵送での応募は受け付けません)。

<https://www.akaihane.or.jp/news/15231/>

【問合せ先】

中央共同募金会 基金事業部

「居場所を失った人への緊急活動応援助成」担当宛

TEL:03-3581-3846

E-mail: kikin-oubo2@c.akaihane.or.jp (メールは問合せ専用)

中央共同募金会 居場所を失った人への緊急活動応援助成の第2回公募について

<https://www.akaihane.or.jp/news/15232/>